

2003年10月31日

労働審判制度の制度設計について（意見）

司法制度改革推進本部労働検討会

委員 高木 剛

1 制度設計上の論点について

(1) 手続の進行について

原則として、申立があれば、相手方の意向にかかわらず、労働審判手続を進行させることとすべきである。

その上で、例外的な場合、すなわち「事案の性質により解決案を決定することが適当でない場合」の扱いについては、引き続き検討すべきである。

(2) 解決案の効力について

解決案に不服のある当事者が訴訟提起することにより解決案は失効するものとするべきであり、単なる異議申立によって解決案が失効するものとするべきではない。

2 各論点に関する検討の順序について

(1) 「手続の進行」の論点の検討に先行して、まず、「解決案の効力」の論点についての検討を行うべきである。

なぜなら、「解決案の効力」は「手続の進行」それ自体に強い影響を及ぼ

すからである。「解決案の効力」の論点に関して、単なる出口の問題ないし訴訟との関連性の問題とする意見が一部にみられるが、かかる意見には同意できない。その理由の詳細は以下のとおりである。

- (2) 「手続の進行」の論点と「解決案の効力」の論点とは、次のとおり相互に密接に関連している。

ア 解決案に対する不服申立のハードルが低く、解決案に重みがない制度設計とした場合には、当事者の意見対立が深くいずれか一方が解決案に異議を述べると見込まれるケースについては、手続の入口の段階で、「事案の性質により解決案を決定することが適当ではない」と判断され、労働審判手続に進行しない扱いを受ける可能性が高い。

イ これに対し、解決案に対する不服申立のハードルが高く、解決案に重みのある制度設計とした場合には、当事者が解決案に多少の不服を抱いても解決案に服する可能性が高まるから、当事者の対立が相当程度に高いケースであっても、手続の入口の段階で「事案の性質により解決案を決定することが適当でない場合」には該当しないものとして、労働審判手続に進行する可能性が高まる。

- (3) さらにいえば、「解決案の効力」という論点は、労働審判制度の対象をどのようなものとするのかという制度設計の根幹に関わる問題でもある。

すなわち、権利の存否等を巡る当事者の意見対立が相当程度に高度であるケースをも対象とし、労働審判で判定的な判断を下し、この判断に多少の不服のある当事者にもできるだけ従って貰うこととするのか、それとも、当事者の意見対立がさほどないケースのみを対象として利益調整的な判断を下すのかという、労働審判制度の在り方の根幹に関わる事項について、本検討会として明確な判断が下されなければならない。

中間とりまとめの直前に出された春日試案は、この前者を想定しているものと理解している。

- (4) そして、さらに、前掲(3)記載の選択肢の中で、後者の制度すなわち当事者の意見対立がさほどないケースのみ対象として利益調整的な判断を下す制度を選択しようとするのであれば、労使の専門的知識・経験を有する者が参画する必要性は乏しいとの批判を免れない。

3 解決案の効力を巡る具体的検討事項

解決案の効力を巡る論点を検討する際には、現行の民事調停法第17条と18条の制度（以下「17条決定の制度」という）の運用の実情と問題点を調査し、その結果を踏まえて検討することが必要不可欠である。その理由は次のとおりである。

- (1) 労働審判制度における解決案の効力に関して、当事者の異議申立のみで失効するものとした場合、実質的には17条決定の制度と異なることになる。
- (2) しかるに、現行の17条決定は、多重債務者のいわゆるサラ・クレ問題に関する特定調停事件において、事前に金融業者に17条決定を発することについて意見打診をし、これに金融業者が事前に事実上の承諾を与えている場合等には機能しているが、それ以外には殆ど使われておらず、使い勝手が悪い制度であるとの指摘がある。

さらに、現行の17条決定が現実に殆ど使われておらず、使い勝手が悪いのは、裁判所が17条決定を行っても当事者の異議申立によって失効し、17条決定に重みがないためであると指摘されている。
- (3) 17条決定の制度に関するかかる指摘が事実であるとすれば、敢えてこれと同様の制度を新たに作ってみても、国費の無駄遣いとなる可能性がある。
- (4) よって、現行の17条決定の制度がどのような場合に使われているのか、また、これがあまり使われていないとすればいかなる原因によるのか等についてを調査し、その結果を踏まえて労働審判制度における解決案の効力について検討することとすべきである。

以 上